

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 17 日

八戸圏域水道企業団
企業長 熊谷 雄一

1. 競争入札に付する事項

- (1) 番号 八水契第 90 号
- (2) 工事名 おいらせ町下田橋配水管布設替（架替）工事
- (3) 工事場所 おいらせ町向川原～三本木 地内
- (4) 工期 令和 6 年 3 月 25 日限
- (5) 工事概要 添架管設置工
 - ステンレス鋼管架替工 SUSP φ 400×230. 4m
 - ステンレス鋼管架替工 SUSP φ 100×231. 7m配水管布設工
 - ステンレス鋼管布設工 SUSP φ 400×45. 2m
 - 不断水流向切替弁設置工 φ 400×400×2 箇所
 - ステンレス鋼管布設工 SUSP φ 100×44. 7m配水管廃止工
 - 既設鋼管撤去工 SP φ 400×229. 0m
 - 既設鋼管撤去工 SP φ 150×229. 7m
 - 既設管撤去工 (SP, DIP) φ 400×44. 3m
 - 既設管撤去工 (SP, DIP, VP) φ 150～100×49. 2m附帯工
 - 配水管接続工 一式
 - 埋設管移設工 一式仮設工
 - 仮設工 一式
 - 交通管理工 一式
- (6) 予定価格 5 1 4, 3 6 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額抜き）

2. 入札方法及び形態

- (1) 単体による条件付き一般競争入札を行う。
- (2) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事であるため、八戸圏域水道企業団低入札価格調査制度実施要綱（平成 30 年 6 月 1 日実施）第 4 に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び同要綱第 7 の 2 に規定する基本的判断基準

及び数値的判断基準（以下「基本的判断基準」及び「数値的判断基準」という。）を設定する。

(3) 本工事は、電子入札システムを使用する方法により入札を行う。

3. 入札参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、企業長による本工事に係る競争入札参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、企業長が入札参加資格審査の再認定をした者を除く。）。
- (3) この公告の日から開札日までのいずれの日においても、八戸圏域水道企業団建設業者等指名停止要領（平成 5 年 8 月 2 日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 八戸圏域水道企業団請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規程（昭和 61 年八戸圏域水道企業団管理規程第 11 号）第 4 条の規定に基づく令和 4 年度競争入札参加資格者名簿に鋼構造物工事業者として登載されていること。
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
- (6) 平成 25 年度以降において、水道施設における橋梁添架工事又は水管橋工事を元請として完了した実績を有すること。ただし、管種がステンレス鋼管であるものに限る。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率 20%以上の場合に限る。）
- (7) 恒常的に雇用している次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - ① 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。※監理技術者の兼任は不可とする。
- (8) 本工事に係る入札参加資格確認申請提出期限日において、八戸圏域水道企業団電子入札システム（以下単に「電子入札システム」という。）で使用することができるコアシステム対応認証局が発行する電子的な証明書を格納している有効期間内の IC カードを保持し、電子入札システムへの利用者登録を完了していること。

4. 参加申請及び参加資格確認書類の提出

- (1) 競争参加資格確認申請書は、電子入札システムにより提出すること。また、5 の参加資格確認書類についても併せて電子入札システムにより提出すること。

なお、これらの申請書及び書類を受け付けたときは、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を速やかに発行する。

- (2) 受付期間 令和5年5月30日（火）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）
- (3) 受付時間（電子入札システム） 午前8時30分から午後8時までとする。
期間最終日においては午前8時30分から午後5時までとする。

5. 参加資格確認書類の提出

- (1) 前項の確認書類について、以下の書類を提出すること。

- ア 建設業許可指令書（写し）
- イ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写し）
- ウ 施工実績調書 注1
- エ 配置予定技術者調書（その1）注2、注3

注1：記載した施工実績が確認できるように、次のいずれかの書類を添付すること。ただし、施工実績が八戸圏域水道企業団から元請として請け負った工事である場合には、添付を省略することができる。

- (a) 発注者が施工実績を証明する書類又はその写し
- (b) CORINS(施工実績情報サービス)の完了時の登録内容確認書
- (c) 工事請負契約書の写しのほか、設計図書の写し等施工実績を確認することができる書類

注2：受注時に配置できる技術者を記載すること。

資格取得の確認できる書類のコピーを添付すること。

常時雇用を証明する書類として、公的機関が発行する書類（例えば健康保険証のコピー等）を添付すること。

注3：他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、競争参加資格確認申請書を提出した者は、当該入札の辞退を行うこと。配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず、落札した場合においては、八戸圏域水道企業団建設業者等指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (2) その他

- ア 申請書及び関係書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書及び関係書類は、返却しない。
- ウ 提出期限以降における申請書及び関係書類の差替え、訂正及び再提出は認めない。
- エ 提出された申請書及び関係書類について別途その内容を聴取することがある。

6. 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加資格の確認は、申請書及び参加資格確認書類の提出期限の翌日をもって行うものとし、その結果は令和5年6月5日（月）までに決定し、競争入札参加資格確認通知書を電子入札システムにより速やかに通知する。

- (2) 参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）で説明を求めることができる。
- ア 提出期限 令和5年6月6日（火）まで
 - イ 提出時間 午前8時30分から午後5時までとする。
（正午から午後1時までを除く。）
 - ウ 提出先 管財出納課
 - エ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。
- (3) 前号により説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により速やかに回答する。
- (4) 入札参加資格を認められた者が、開札日までの間に次に掲げるいずれかに該当することになったときは、入札参加資格を喪失し、入札に参加することができない。この場合は、その旨理由を付して通知する。
- ア 入札参加資格の要件を欠いたとき。
 - イ 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
 - ウ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

7. 設計図書等の配付

(1) 設計図書等の配付

- ア 設計図書等は、入札情報公開システムで配付するので、入札参加を希望する者はダウンロードすること。
- イ 配付期間 公告日から開札日前日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- ウ 配付時間 午前6時から午後11時までとする。

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、次に従い質疑応答書により提出すること。

- ア 提出期間 公告日から令和5年6月5日（月）まで
- イ 提出先 工務課 FAX：0178-70-7038
- ウ 提出方法 質疑応答書はFAXにより提出することとし、持参又は郵送による提出は認めない。

(3) 質問に対する回答は、令和5年6月6日（火）午後5時までに質問者にのみ、FAXにより行う。

8. 開札の日時

令和5年6月14日（水）午前9時00分

9. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出するものとする。
- (2) 提出期間 令和5年6月7日（水）から令和5年6月13日（火）
- (3) 提出時間 午前8時30分から午後8時までとする。
（土曜日及び日曜日を除く。）
ただし、提出最終日においては、午前8時30分から正午までとする。

- (4) 総価による入札とすること。
- (5) 入札書提出後は、入札金額の訂正は認められない。
- (6) 落札決定にあたっては、入札金額として記録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- (7) 入札の執行回数は、1回とする。

10. 入札の辞退

入札書提出後に辞退する場合は、開札までに電子入札システムにより辞退申請書を提出すること。なお、辞退申請が許可された者の入札書は無効とする。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の10分の1以上（調査基準価格に満たない価格により落札した場合は、契約金額の10分の3以上）の金額を納付すること。ただし、履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約をした場合は、契約保証金を免除する。また、銀行若しくは企業長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

12. 積算内訳書

- (1) 入札書の提出に際し、入札価格決定の根拠となった積算金額を記載した積算内訳書を添付すること。（入札額と積算内訳書の工事価格は同額とすること。）
- (2) 積算内訳書は、企業団の配付した様式とし、PDFファイル（Acrobat5以上）に変換すること。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する積算内訳書は、無効とする。
 - ①積算内訳書の金額、名称若しくは氏名、重要な文字が誤脱し、若しくは識別しがたいもの。
 - ②八戸圏域水道企業団の指定する方法によらず作成されたもの。
 - ③記載内容が明らかに合理性を欠くもの。
 - ④その他、明らかに誠実さを欠いて作成されたと認められるもの。
- (4) 積算内訳書の記載内容に関して疑義がある場合、提出者に質問することがある。
- (5) 提出した積算内訳書は、引換え、撤回、又は修正することができない。

13. 入札条件

- (1) 八戸圏域水道企業団財務規程（昭和61年八戸圏域水道企業団管理規程第23号）第176条に規定する入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者が1者のみの場合であっても入札を行う。

14. 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札、申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した者のした入札、有効な積算内訳書の提出のない者のした入札及び入札者心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

15. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(基本的判断基準又は数値的判断基準による判定により失格となった者を除く。)を落札者とする。ただし、その価格が調査基準価格に満たないときは、低入札価格調査を行った上で当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めたときに落札者とする。

16. 契約書の締結時期

落札者は、落札者が決定した日から7日以内(土曜日、日曜日及び祝日の日数は参入しない。)に契約を締結すること。

17. 入札者心得書及び工事請負契約約款の縦覧

- (1) 場所 管財出納課
- (2) 期間 公告日から開札日まで
- (3) 時間 午前8時30分から午後5時まで

18. 支払条件

前金払あり。(契約金額の40%以内)

19. 指名停止

4及び5により提出された書類に虚偽の事項を記載した場合においては、八戸圏域水道企業団建設業者等指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

20. その他

- (1) 現場説明会は行わない。
- (2) 入札参加者は、設計図書等を熟読の上、入札に参加すること。
- (3) すべての提出書類は、入札情報公開システムによりダウンロードしたデータの形式に限る。
- (4) 低入札価格調査対象者となった者は、令和5年6月16日(金)正午までに必要書類を提出すること。

問い合わせ先

八戸圏域水道企業団 管財出納課 管財契約グループ

電話 0178-70-7082